

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和6年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和7年10月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	183,418	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	229,681	千円
		計	413,099	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	3,690,574	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会 保 障 施 策 区 分		経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容
			特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国・県 支出金	町 債	その他			
社会福祉	障 害 者 福 祉 事 業	669,498	468,695	0	0	200,803	17,782	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費
	高 齢 者 福 祉 事 業	519,858	6,036	18,400	57,167	438,255	38,809	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児 童 福 祉 事 業	1,061,187	296,001	0	32,794	732,392	64,856	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母 子 福 祉 事 業	22,571	9,774	0	0	12,797	1,133	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	そ の 他	6,058	0	0	0	6,058	536	町民館及び隣保館（管理・事業）費
	小 計	2,279,172	780,506	18,400	89,961	1,390,305	123,116	
社会保険	介 護 保 険 事 業	426,722	27,109	0	275	399,338	35,363	介護保険特別会計への繰出金
	国 民 健 康 保 険 事 業	215,511	90,999	0	0	124,512	11,026	国民健康保険特別会計への繰出金
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	465,219	87,349	0	0	377,870	33,461	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,107,452	205,457	0	275	901,720	79,850	
保健衛生	疾 病 予 防 対 策 事 業	72,791	675	0	1,593	70,523	6,245	各種予防接種事業、健診事業
	診 療 所 管 理 運 営 事 業	221,099	0	0	0	221,099	19,579	診療所特別会計への繰出金
	医 療 提 供 体 制 確 保 事 業	10,060	0	0	0	10,060	891	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	303,950	675	0	1,593	301,682	26,715	
合 計		3,690,574	986,638	18,400	91,829	2,593,707	229,681	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。